

## 議題(2) 小牧市国民健康保険の現況について

## ア 令和元年度の主な動き

## (ア) 決算補填等目的の繰入金の削減・解消及び税率改正について

決算補填等目的の繰入金は、法に反するものではないが、国保に加入していない住民に対し税負担を求めることになり、適切ではないことから、国は市町村に対し決算補填目的の法定外繰入の解消を求めています。

本市としても平成30年度から10年間で決算補填等目的の法定外繰入を解消することとし、平成30年度から令和2年度までの保険税率の段階的な引き上げや、賦課方式における資産割を段階的に引き下げ令和9年度に廃止する等の見直しを、平成29年度に本協議会で議論、答申いただき、平成30年度本算定から新税率により賦課・徴収しています。

## 【保険税の状況】

令和元年度の課税状況（決算）

単位：円

| 年度  | 調定額           | 収納額           | 収納率    | 1世帯<br>当たり | 1人<br>当たり |
|-----|---------------|---------------|--------|------------|-----------|
| H30 | 2,889,533,200 | 2,686,190,898 | 92.96% | 148,303    | 90,806    |
| R元  | 2,864,039,900 | 2,672,593,589 | 93.32% | 152,847    | 95,132    |
| 差   | △25,493,300   | △13,597,309   | 0.36 ㊦ | 4,544      | 4,326     |
| 伸び率 | △0.88%        | △0.51%        |        | 3.06%      | 4.76%     |

※ 「1世帯当たり」「1人当たり」は平均世帯数（H30:19,484世帯、R元:18,738世帯）・平均被保数（H30:31,821人、R元:30,106人）で調定額を除いたもの

## 【繰入金の状況】

単位：千円

|         | H30 決算<br>① | R元 決算<br>② | ② - ①    |
|---------|-------------|------------|----------|
| 決算補填等   | 516,087     | 386,599    | △129,488 |
| 決算補填等以外 | 183,913     | 168,401    | △15,512  |
| その他繰入計  | 700,000     | 555,000    | △145,000 |

削減・解消が求められている決算補填等繰入金について、平成30年度決算と令和元年度決算を比較すると、1億2,900万円余減となりました。

これは、令和元年度の税率改正と収納率向上に加え、被保険者数の減少等から納付金が9,300万円余減となったことや、平成30年度に計上した療養給付費等負担金返還金等償還金(国負担金の次年度精算)が1億3,100万円余の皆減となったこと等によるものです。

## イ 令和 2 年度の主な動き

### (ア) 新型コロナウイルス感染症関係

令和 2 年 1 月末以降国内外で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、国の指針に基づき、「傷病手当金」と「コロナ減免」を創設しました（いずれも期限あり）。

① 傷病手当金 ※令和 2 年 4 月に書面協議をお願いしたものです。

|      |  |
|------|--|
| 対象者  | 被用者のうち、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者を含む）。<br>当該期間の給与等の支給額等により調整あり。                            |
| 支給額  | 1 日当たりの支給額×支給対象となる日数。ただし日額は 30,887 円を上限とする。  |
| 財源   | 支給額全額が特別調整交付金で賄われる。  |
| 適用期間 | 当初は令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日<br>※当初の期限は 9 月 30 日であったが、8 月に国から財政支援期間を同年 12 月 31 日まで延長する旨通知があったため、本市においても 12 月 31 日までに変更。 |

《書面協議の折にいただいたご意見（3 件）》

- (a) 「感染が疑われる者」は削除した方が良いと思います。
- (b) 給与の支払いを受けている者以外の方々が多く国保に加入しているのではないかと考えるなら、対象者を幅広く考え、より多くの方が支給対象者になるようにしてください。
- (c) 制度には賛同しますが、日額上限 30,887 円は少し高額すぎると思われる。国の基準とか、根拠を明確にすべきと考えます。

《ご意見に対する事務局説明》

(a) 国は、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を防止するため、感染者だけでなく、発熱等の症状があり感染が疑われる者についても、休みやすい環境を整備する必要があると考え、傷病手当金の支給対象者に「感染が疑われる者」も含めています。

本市においても国の考えを支持するものです。

(b) 今回の傷病手当金の支給については、国が健康保険法を参考に基準を示したもので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため事業主から出勤停止を求められ、収入が減少する被用者への給与補償を目的としています。このため、対象者は被用者（給与の支払いを受けている者）に限ることとしています。

(c) 日額上限は健康保険（協会けんぽ）の標準報酬最高等級相当額に合わせて設定されたものですが、国保に加入している被用者で日額上限に達する者はいないと考えています。

② コロナ減免 ※令和 2 年 5 月に書面でお知らせしたものです。

|      |  |
|------|--|
| 対象世帯 | 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯、または、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」）が 3 割以上減少することが見込まれる世帯（所得条件あり）。令和 3 年度に収入状況の確認を実施し、対象外となった世帯は減免取消しのうえ改めて賦課する。 |
| 減免額  | 年税額に所得等を乗じて計算。   |
| 財源   | 国庫補助金（3/5）と県特別調整交付金（2/5）により賄われる。   |
| 対象期間 | 令和 2 年 2 月分から令和 3 年 3 月分まで。<br>申請は令和 3 年 3 月 31 日まで。   |

傷病手当金は 9 月末時点で 2 件、コロナ減免は 351 世帯から申請がされています（うち決定済みは 517 件、44,053,500 円）。